

要予約

ハローワーク島前出張窓口を開設します！

令和6年12月から翌年2月の間、高速艇の休航等による島前地域の利用者の負担を軽減するため、オンライン受給資格決定のほか、毎月1回、ハローワークの出張窓口を次のとおり開設いたします。皆さまのご利用をお待ちしております。

なお、ご利用は**予約制**といたしますので事前にハローワーク隠岐の島（☎ 08512-2-0161）までご連絡をお願いします。

■ 開設日時・会場

開設日	開設時間	会場
12月16日(月) ※予備日【12月20日(金)】	11:00 ~ 15:00	黒木公民館 (別府46番地)
1月20日(月) ※予備日【1月24日(金)】		
2月17日(月) ※予備日【2月21日(金)】		

※開設日の【 】の日は、フェリーが欠航した場合の予備日です。

■ 内容

- ① 仕事探しのご相談
- ② 雇用保険を受給するための離職票の受付（受給資格の決定）
- ③ 雇用に係るご相談



お問い合わせ先：ハローワーク隠岐の島（電話：08512 - 2 - 0161）

狩猟期間がはじまります！

1. 狩猟期間

- ▶ JALしなね隠岐どうぜん地区本部が管理する牧野内：12月11日(水)～2月15日(土)まで
町内のハンターに限り11月15日から牧野内での狩猟可能。
- ▶ 上記以外の狩猟可能場所：11月15日(金)～2月15日(土)まで

2. 法による銃猟禁止区域等

狩猟が禁止されている場所	▶ 鳥獣保護区（焼火山南側） ▶ 公園法の特別保護地区	▶ 公道（私道でない道路全般・赤道も含む） ▶ 社寺境内、墓地 など
銃猟が禁止されている場所等 (上記「狩猟が禁止場所」に右記を追加)	▶ 市街地又は、人家、人の集まる場所 ▶ 人畜・建物・自動車・船舶等に弾丸が到達するおそれのある方向での発砲	
銃 猟 の 時 間 規 制	▶ 日没後から日の出前までの銃猟は禁止（日没後から日の出前までの時刻は、実際に日光の明暗ではなく、暦による日没・日の出の時刻となります。）	

3. 土地所有者の承諾

垣・柵等で囲まれた土地、作物のある土地で狩猟をする場合は、土地所有者（占有者）の承諾を得ることが必要です。

＼ ハンターのみなさまへ ＼

冬季は、山林や畑で仕事をしている方がいますので、ハンターの皆様は、くれぐれも事故のないよう安全確認を徹底してください。また、法令やマナーを遵守してください。



＼ 住民のみなさまへ ＼

ハイキングや畑仕事等で入山される場合には目立つ色の服を着用し、携帯ラジオをかけるなど、自分の存在をハンターにアピールしてください。狩猟している場所へ遊びで近づかないよう、お願いします。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 産業振興課（電話：08514 - 6 - 1220）

ミツバチの飼育には届出が必要です！

提出期限
令和7年1月15日(水)

ミツバチを飼育する方は、養蜂振興法の規定に基づき「蜜蜂飼育届」を提出することが義務付けられています。

■ミツバチの飼育届の提出

ミツバチを飼育している方または飼育計画のある方は次のとおり届出して下さい。年の途中で新たに飼育される場合も届出が必要となります。なお、花粉交配用に期間限定で飼育される園芸農家の方は届出の必要はありません。

提出内容	毎年1月1日現在の飼育状況及び年間飼育計画
提出書類	蜜蜂飼育届 ※今年度から同意書は無くなりました。
提出期限	令和7年1月15日(水)までに役場 産業振興課へ提出して下さい。

■飼育にあたっての注意点

- ▶ 巣箱設置にあたり、人家・耕作地等の周囲の状況に配慮ください。
- ▶ 隣家や道路の近くに巣箱を置かないでください。
- ▶ 他人の土地に無断で巣箱を置かないでください。
- ▶ 飼育を始めるための必要な知識・情報収集に努めてください。
- ▶ 蜜源植物の保護や繁殖に努めてください。



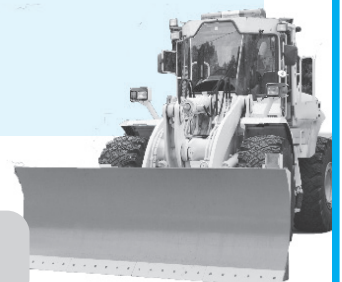
お問い合わせ先：西ノ島町役場 産業振興課（電話：08514 - 6 - 1220）

除雪作業へのご協力をお願いします！

除雪期間
令和6年11月1日～令和7年3月31日

今年も降雪シーズンを迎えました。国道・県道及び町道の除雪作業にあたりましては、下記のように対応してまいりますのでご協力をお願いします。

- ▶ 交通確保または交通安全上必要と判断した場合は除雪作業を実施します。
- ▶ 急坂道の危険箇所には融雪剤を配置してあります。融雪剤は、必要に応じて散布をしてください。
- ▶ 期間中、自動車等を路上に放置しないようお願いします。
- ▶ 住居の雪を道路上に搬出しないようお願いします。
- ▶ 除雪により、家の前に雪がたまったり、田畑などに砂利などが落ちる可能性があります、ご了承ください。
- ▶ 竹や木に降り積もる雪で交通の障害になった場合は、交通を確保するため、竹や木の枝を切り払いますのでご了承ください。
- ▶ 冬用タイヤの交換は、早めに行いましょう。

お問い合わせ先：島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部（電話：08514 - 7 - 9116）
西ノ島町役場 環境整備課（電話：08514 - 6 - 1748）